

特定施設の届出方法

指定地域内において特定施設を設置し、又は変更しようとする場合、所定の届出が必要になります。

特定施設の届出には下記のものがあります。なお、届出の提出部数は、騒音関係・振動関係については正本及びその写し1通です。

届出要件	届出種類	届出日	添付書類
特定施設を設置する場合	特定施設設置届出書	工事開始の30日前まで	<ul style="list-style-type: none"> ● 騒音・振動の防止の方法 ● 特定施設の配置図 ● 工場・事業場周辺の見取図
既に設置されている特定施設が法の改正により新たに追加された場合	特定施設使用届出書	改正の日から30日以内	
特定施設の種類ごとの数を変更する場合	特定施設の種類及び能力ごとの数・特定施設の使用の方法変更届出書	工事開始の30日前まで	
騒音・振動の防止の方法を変更する場合	騒音・振動の防止の方法変更届出書		
届出者の氏名、名称及び住所、法人にあってはその代表者、工場又は事業場の名称に変更があった場合	氏名等変更届出書	変更・廃止・承継の日から30日以内	なし
特定施設のすべての使用を廃止した場合	特定施設使用全廃届出書		
すべての特定施設の譲渡、賃貸、相続、合併、分割があった場合	承継届出書		